

小山市建設工事等郵便入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 小山市建設工事等郵便入札取扱要領に基づく郵便入札の事務処理は、この要領の定めるところによる。

(開札立会人の選定方法)

第2条 開札立会人の選定については、立候補制とする。

2 選定された開札立会人には、開札立会人選任通知(様式第1号)を交付する。

(入札書の受け取り)

第3条 郵便局からの入札書の受け取りは、入札日の前日(到着期限の翌日)に行う。

2 入札書の受け取りは、契約検査課長又は工事契約係長及び工事契約係員1名の合計2名で行う。

3 入札書の受け取りの際には、郵便入札書受払簿(様式第2号)にて、入札書受払件数、受渡者名及び受取者名を記録する。

附 則

この要領は、平成14年5月1日から施行し、平成14年6月1日以後に執行する入札から適用する。

附 則 (組織改編に伴う部課名の変更)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (組織改編に伴う役職名の変更)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。